

平成28年度
河川基金
募集要項



河川基金

平成27年10月

公益財団法人 河川財団

〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9

住友生命日本橋小伝馬町ビル

<http://www.kasenseibikikin.jp/>

～河川整備基金の愛称を「河川基金」とします～

河川整備基金は昭和 63 年に設立され、多くの研究者や団体等に助成を行ってきました。

この約 30 年の間に、社会や河川をとりまく環境が変化し、基金の助成対象となる活動内容も多様化してきていますが、河川整備基金という名称は、そのような活動内容の多様化に対応できなくなっています。

そこで今回の募集からは『今後の河川整備基金のあり方検討委員会』の報告を踏まえ、より幅広い活動内容を表す「河川基金」という愛称を用いることとし、皆様にさらに有効に基金を活用していただきたいと存じます。

ご挨拶

河川財団では、昭和63年3月に「河川整備基金」が創設されてから、27年にわたり助成事業を進めてまいりました。これまでに河川の調査・研究、環境整備、啓発活動、河川教育等に対して助成を行い、多く研究者や研究機関、市民団体、学校等の活動を支援してきました。このような長年の支援は全体で約9800件、総額112億円にのぼります。

一方で基金設立から約30年間が経過し、社会情勢の変化等により、基金を取り巻く状況や基金への社会的要請も大きく変化したことから、将来に向けた「河川整備基金」の見直しや新たな役割の構築が必要になってきました。そのため河川財団では平成27年1月より外部の有識者を委員とする『今後の河川整備基金のあり方検討委員会』を設置して議論を行い、平成27年7月に委員会報告を取りまとめました。委員会報告を踏まえ、今回の募集からは、その愛称を「河川基金」と呼ぶこととして新たなスタートを切ります。今回の募集は委員会報告を踏まえた基金の改革を順次進めていく過程での初めての募集となり、助成事業の部門・区分の再構築、採択審査にあたっての評価基準の明確化等の改善を行っています。今後も引き続き、助成事業者の方々をはじめ、幅広く皆様のご意見を伺いながら、「河川基金」が多くの人々に活用され、人々の河川への理解が深まり、人と川との良好な関係がさらに強いものとなるよう弛まぬ改革を進めていく所存です。引き続き「河川基金」へのご理解とご支援を賜りますようお願いいたします。

平成27年10月1日

公益財団法人 河川財団

理事長 関 克己

平成28年度 河川基金 募集概要

○助成対象

河川基金は、昭和 63 年に河川財団の前身の河川環境管理財団に「河川整備基金」として、設立されました。設立後30年近くが経過した今、河川の担う治水・利水・環境の役割を踏まえ、新たな社会の変化に対応した役割と方向を基本に「河川基金」として、新たなスタートを切ります。

「河川基金」の助成対象は以下の 3 項目とします。

- 1) 防災・減災や河川・流域の視点から、河川の治水・利水・環境に関する新たな科学的知見への取り組みや新技術の開発へ向けた調査・研究への支援と助成
- 2) 河川に係る課題解決に向けた NPO 等の多様な団体、研究者、行政等の活動と、その連携に向けた支援と助成
- 3) 調査・研究や多様な活動の次世代を担う若手への支援とともに、河川・流域を通じて防災や環境等を学習する河川教育への支援と助成

1. 助成対象者

- 1) 研究者・研究機関部門：大学、地方公共団体、各種法人、中高等学校のクラブ（部）などに所属する「川づくり」*に貢献する研究者及び研究機関等に対し助成します。
- 2) 川づくり団体部門：「川づくり」*の活動を実施する市民団体等に対し助成します。
- 3) 学校部門：「河川教育」*を行う小・中・高等学校、特別支援学校、幼稚園、保育所、認定こども園等に対し助成します。

2. 募集期間

平成 27 年 10 月 1 日(木)～平成 27 年 11 月 30 日(月) 18 時

3. 提出方法

インターネットによるオンラインで申請してください。
※電子メール、FAX 及び郵送、持参では受け付けません。

4. 提出先及び提出期限

インターネットによる申請→<https://kikinshinsei.kasen.or.jp/webSinsei/users/login>

提出期限：平成 27 年 11 月 30 日(月) 18 時（厳守）

上記WEBサイトは、11月30日18時に閉鎖します。

それ以降は、受け付けることができませんので、ご注意ください。

5. 問い合わせ先

電話：03-5847-8303

担当：公益財団法人河川財団 基金事業部 堀部、矢野、橋本

問い合わせは、下記の時間帯にお願いします。

9：15～12：00、13：00～17：30

(土曜、日曜、祝祭日を除く)

6. 申請書類

申請書類の書き方は、当財団ホームページのWEBサイトにあります。
(URL : <http://www.kasenseibikikin.jp/grant/joseiboshu28/>)

7. 審査結果の通知

採否並びに採択金額は、平成28年3月下旬(予定)に決定します。全ての申請者に対し4月初旬に採否を通知します。審査内容についての説明には、一切応じませんので、予めご了承ください。

* 「川づくり」とは

「研究者・研究機関部門」では、河川、流域で行われる河川に関わる事業（治水安全度を向上させるもの、河川環境の保全・創造を図るもの、利水安全度の向上や新規利水に対応するもの、河川の利用を促進させるもの等）や、人が河川、流域と係わる上で身につけなければならない智慧、知識、態度を涵養させる働きを「川づくり」といい、助成された調査・研究の成果が、これらの「川づくり」に対して、活用されることを期待しています。そのため、自然科学で求められる「真理の探究」は必要条件であって、現場に適用、応用され、「川づくり」が推進されるということが十分条件となります。「川づくり団体部門」では、「地域づくり」、「地域おこし」の実践の場が川であったり、流域であったりするというような地域活性化活動を意味します。具体的には、河川やその流域において、川や流域への理解を深めることにより、川や流域をより健全な姿に変える、あるいは戻すために必要だと思われる活動、例えば、自らが理解を深め、その成果を他の人々に伝え、巻き込み、活動の輪を広げること、あるいは、子ども達や人々が理解を深めることへの助力やその機会の提供、理解を深める活動を支える指導者の育成・養成などの活動を総称して、「川づくり」として捉えます。この「川づくり」の活動を実施あるいは支援する市民団体等の団体を「川づくり団体」といいます。

* 「河川教育」とは

河川・流域を題材に防災、環境、歴史・文化等について人々が学ぶ活動

平成28年度 河川基金 募集要項

目 次

平成28年度 河川基金 助成一覧	1
I 申請手続き	2
II 審査・決定及び通知	2
III 助成金の交付・額の確定	3
IV 成果等の報告	3
V 成果の公表・発表等	4
VI 助成事業申請にあたっての留意事項	5
VII 助成金の交付決定の取り消し等	6
VIII 部門別助成案内	8
1. 研究者・研究機関部門	8
1-1 研究機関に対する助成	8
(1) 助成対象者	
(2) 助成区分及び対象テーマ	
(3) 助成期間及び助成金額	
1-2 研究者に対する助成	11
(1) 助成対象者	
(2) 助成区分及び対象テーマ	
(3) 助成期間及び助成金額	
1-3 若手研究者に対する助成	13
(1) 助成対象者	
(2) 助成区分及び対象テーマ	
(3) 助成期間及び助成金額	
1-4 ジュニア研究者に対する助成	14
(1) 助成対象者	
(2) 助成区分及び対象テーマ	
(3) 助成期間及び助成金額	
1-5 評価項目及び評価基準	15
1-6 留意事項	15

2. 川づくり団体部門-----	17
2-1 流域規模で活動する川づくり団体に対する助成-----	18
(1) 助成対象者	
(2) 助成対象テーマ	
(3) 助成期間及び助成金額	
2-2 全国的な規模で活動する川づくり団体に対する助成-----	18
(1) 助成対象者	
(2) 助成対象テーマ	
(3) 助成期間及び助成金額	
2-3 設立されて5年以内の川づくり団体に対する助成-----	19
(1) 助成対象者	
(2) 助成対象テーマ	
(3) 助成期間及び助成金額	
2-4 評価項目及び評価基準-----	20
2-5 留意事項-----	21
3. 学校部門-----	22
3-1 幼稚園・保育所・認定こども園等に対する助成 -----	22
<教育活動計画助成>-----	22
(1) 助成対象者	
(2) 助成対象テーマ及び助成期間と助成金額、評価基準	
(3) 留意事項	
3-2 小・中・高等学校、特別支援学校等に対する助成 -----	24
<教育活動計画助成>-----	25
(1) 助成対象者	
(2) 助成対象テーマ及び助成期間と助成金額、評価基準	
(3) 留意事項	
<調査・研究助成>-----	27
(1) 助成対象者	
(2) 助成対象テーマ	
(3) 助成期間及び助成金額	
(4) 評価基準	
(5) 留意事項	
申請者の所属団体別 添付書類一覧-----	29
助成経費一覧 -----	30
【参考】河川基金の過去の採択件数実績 -----	32

平成28年度 河川基金 助成一覧

【助成部門】	【助成区分】	【期間】	【助成金額】	【テーマ番号】		
<研究者・研究機関部門>						
研究者・研究機関	研究機関	調査・研究助成				
		1) 一般的助成	1~2年	200万円 (上限)	5111	
		2) 緊急災害調査	1年	300万円 (上限)	5112	
	一般研究者	調査・研究成果の普及助成	1) 学術図書出版助成	1年	100万円 (上限)	5121
			2) アウトリーチ活動助成A	1年	500万円 (上限)	5122
		調査・研究助成	1) 一般的助成	1~2年	100万円 (定額)	5211
			調査・研究成果の普及助成	1) 学術図書出版助成	1年	100万円 (上限)
		2) アウトリーチ活動助成B		1年	100万円 (定額)	5222
		アウトリーチ活動助成C		1年	50万円 (定額)	5223
	若手研究者	調査・研究助成	1) 一般的助成	1~2年	60万円 (定額)	5311
	ジュニア研究者	調査・研究助成	1) 一般的助成(高等学校)	1年	50万円 (定額)	5411
			(中学校)	1年	30万円 (定額)	5412
<川づくり団体部門>						
川づくり団体	流域川づくり団体	川づくり団体活動助成				
		活動A	1年	100万円 (定額)	6111	
		活動B	1年	60万円 (定額)	6112	
		活動C	1年	30万円 (定額)	6113	
	全国川づくり団体	川づくり団体活動助成	活動A	1年	500万円 (上限) を基本とする。	6211
			活動B	1年	100万円 (定額)	6212
	新設川づくり団体	新設川づくり団体自立支援助成	設立されて5年以内の団体支援	5年	毎年50万円 (定額)	6321
<学校部門>						
学校	幼稚園、保育所、認定こども園等	教育活動計画助成				
		1) 幼稚園、保育所、認定こども園等	1年	10万円 (定額)	7111	
	小・中・高等学校、特別支援学校等	教育活動計画助成	2) スタートアップ	1年	10万円 (定額)	7211
			3) アドバンス	1年	30万円 (定額)	7212
		調査・研究助成	河川教育に関する実践的研究	1年	50万円 (定額)	7221
	中・高等学校のクラブ(部)	<研究者・研究機関部門>ジュニア研究者で申請してください。				
河川教育について研究する教員等	<研究者・研究機関部門>一般または若手研究者で申請してください。					

I 申請手続き

1. 申請の方法

- (1) 当財団のホームページからオンラインで申請してください。
電子メール、郵送、持参では受け付けませんのでご注意ください。
- (2) 添付書類等
申請者及び申請者等の所属する機関・団体によって、29 ページの表のように、申請書に添付することが義務付けられている書類があります。必要な添付書類が不足した場合は「審査対象外」になる場合がありますので、注意して下さい。

2. 申請書提出期限

- (1) 平成 27 年 11 月 30 日 18 時までに当財団のホームページWEBサイトから、オンラインで申請してください。
(E-mail、郵送またはFAX及び持参は受け付けません。)
- (2) 必要添付書類はPDF等に変換して、オンライン申請システムより送信してください
- (3) 一度提出いただいた申請書の差し替えや不足分の追加には一切応じません。
- (4) 必要な添付書類がない場合は審査対象外となる場合があります。

3. 申請書提出先及び問い合わせ先

申請書の提出及びお問い合わせは、下記までお願いします。

【問い合わせ先】

- ① E-mail→kikin-toi@kasen.or.jp (申請書の受け付けはできません)
- ② 電話→03-5847-8303

公益財団法人河川財団 基金事業部 (堀部、矢野、橋本)

9:15~12:00、13:00~17:30 (土曜・日曜・祭日を除く)

【申請用のWebサイト】

URL:<https://kikinshinsei.kasen.or.jp/webSinsei/users/login>

上記のURLは、平成27年11月30日(月)18時に閉鎖します。
上記の時刻を過ぎると受け付けることができませんので、十分お気を付けてください。
※募集要項、オンライン申請マニュアル、その他申請に必要な様式は
<http://www.kasenseibikikin.jp/grant/joseiboshu28/>をご覧ください。

II 審査・決定及び通知

1. 採否並びに助成金額は、公益財団法人河川財団の理事会の議を経て3月下旬(予定)に決定いたします。
2. 採否の通知は、全ての申請者に対して、4月初旬に行います。
3. 採否の理由の説明については、一切応じませんのでご了承ください。
4. 提出された申請書、添付資料は返却いたしませんのでご了承ください。
5. 報告書は必ず提出期限までに提出してください。なお、過去(平成26年度以前)に助成を受けた方で、その期限までに報告書が提出されていない場合は、原則として採択の対象とはなりません。

Ⅲ 助成金の交付・額の確定

1. 助成額が「定額」と表記された助成区分においては、申請金額と同額を助成する「定額助成」とします。ただし、各助成区分の金額の範囲内なら任意の金額で申請可能です。たとえば、「研究者・研究機関部門」の「一般研究者」への「調査・研究助成」ではその範囲内の 80 万円での申請も可能であり、申請された金額（80 万円）で採択します。
2. 助成額が「上限」と表記された助成区分については、財団において申請金額を査定したうえで、助成額を決定します。
3. 申請内容を超える過大な金額での申請と認められる場合は採択の対象となりませんので、事業の内容に見合った金額で申請してください。
4. 助成金の交付は請求に基づき完成払いを原則とします。ただし、請書提出と同時に（平成 28 年 4 月 28 日まで）に前払い請求があった場合には前金払いをすることもできますが、状況により前払いを行えない場合もあります。
5. 前金払いについては、助成決定額の 80% を上限とします。ただし、助成決定額が 100 万円以下の場合には全額前払いが可能です。
6. 大学等の間接経費（いわゆるオーバーヘッド）は含まれておりませんのでご注意ください。
7. 申請者からの報告書提出後、当財団が、提出された実績報告書の内容審査、並びに費用の証票、帳簿等の調査等を行い、交付すべき助成金の額を確定し、助成事業者に通知します。

Ⅳ 成果等の報告

1. 平成 28 年度助成事業の期間は、助成期間 1 年の場合は、平成 29 年 3 月末日までです。
 2. 助成事業が終了したときは、その成果及び支出の概要を遅滞なく報告してください（提出締切：平成 29 年 4 月 28 日）。また、「国内外水害緊急調査」について、助成決定から平成 29 年 4 月 28 日までの期間が 6 ヶ月より短い場合においては、報告期限を助成決定日の 6 ヶ月後とします。
 3. 川づくり団体部門の新設川づくり団体自立支援助成については、毎年度中間報告が必要です。平成 28 年度助成事業については、「河川基金(中間)報告」を平成 28 年 12 月 28 日までに、また、「河川基金に関する決算(中間)報告書」を平成 29 年 4 月 28 日までにそれぞれ提出してください。なお、随時状況報告を求めることがあります。
 4. 外国語の報告書は受け付けませんので、日本語で報告書を作成してください。
 5. 助成事業の報告書は所定の様式を「オンライン手続きサービス」で提出してください。
 6. 報告書の様式統一について
河川基金の成果の活用を推進する目的で助成事業成果のデータベース化を進めております。報告書本文についても検索、閲覧の利便性向上のために「様式の統一化」を図ります。このため、採択決定後に送付予定の「河川基金実施の手引き」の様式に沿って報告書を提出してください。
- ※報告書提出の遅れに対しては、次回から、当該助成事業者を助成対象から原則として除外します。なお、報告書が提出されない等の場合については、採択の取消し及び助成金の返還請求等を行う場合もありますので、ご留意下さい。

V 成果の公表・発表等

1. 当財団が助成事業の成果発表会を開催する場合にはご協力をお願いします。なお、研究者・研究機関部門（学術図書出版助成を除く）の全ての助成事業者は、研究終了の翌年度の7月下旬から8月上旬開催予定の成果発表会で発表をお願いします。
2. 助成事業による成果にかかる著作権や特許権などは、特に定めない限り助成を受けた機関・団体・研究者に帰属します。当財団はその成果について、一般の方の閲覧を許可するとともに、当財団のホームページなどで公表できるものとします。
3. 助成事業の成果を公表するときは、その旨（方法、内容等）を報告してください。
4. 研究者・研究機関部門の助成事業者が成果を学術誌、雑誌等に投稿する場合は、「公益財団法人河川財団の運用する河川基金の助成を受けている旨」を論文の謝辞等に記述してください。報告書等を作成する場合には、表紙の右上に「河川基金助成事業」として、裏表紙に「この報告書は河川基金の助成を受けて実施しました。」と記載してください。

「緊急災害調査」などで報告会等を行う場合は、チラシ・ポスター、現地での看板等、対外的によく見えるところに「この〇〇〇〇は河川基金の助成を受けて実施しています。」と記載し、河川基金のロゴマークを表示してください。文字の大きさその他の表示方法は、採択時にお送りします「河川基金助成事業実施の手引」の巻末の「河川基金ロゴマーク表示例」を参考にしてください。

5. 川づくり団体部門の助成事業者が事業を実施する場合は、チラシ・ポスター、現地での看板等、対外的によく見えるところに「この〇〇〇〇は河川基金の助成を受けて実施しています。」と記載し、河川基金のロゴマークを表示してください。文字の大きさその他の表示方法は、採択時にお送りします「河川基金助成事業実施の手引」の巻末の「河川基金ロゴマーク表示例」を参考にしてください。

注) 助成事業による事業活動でこれらの「公益財団法人河川財団の運用する河川基金の助成を受けている旨」と河川基金のロゴマークの表示がない場合には、次回の採択の対象から外れる場合があります。

6. 個人情報の取り扱いについて

個人情報の取り扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」の法令及び関係法令を遵守し、助成事業の運営のみに使用し、それ以外の目的には使用しません。

7. 成果活用の報告

助成事業が終了し、その研究や活動の成果がさらに発展した場合や、社会で実際に活用、普及した場合は、当財団事務局（基金事業部）まで報告していただくようお願いします。報告していただいた成果と活用事例については、当財団のホームページに掲載します。

なお、助成事業終了3年後（4月頃）に当財団から活用事例について、メールで報告をお願いしますのでご協力ください。

8. 研究成果表彰制度について

過去5年間における助成研究成果をもとに、河川・ダム等の技術及び学術の進歩を通して、社会に対して卓越した功績が認められる成果をあげた助成研究者を選定して表彰する「研究成果表彰制度」を平成24年度から実施しております。募集の時期が来ましたら募集対象となる助成研究者の皆様にご案内します。

【参考】平成 27 年度 河川整備基金助成事業による研究成果表彰

河川整備基金による助成事業で実施した調査・研究の成果をさらに発展・成熟させ、学会等に論文として発表することにより社会的に評価された研究実績や、研究成果を実用化させ、大きく社会に貢献・活用されていると認められる技術を開発するなど、河川・流域の視点から防災・減災の取組みや河川環境の改善・保全等に関して卓越した功績を上げた助成研究者を表彰します。

賞の名称	対 象	副 賞 (研究奨励金)
河川財団賞	特に卓越した功績が認められた助成研究者	50 万円
河川財団奨励賞	卓越した功績が認められた助成研究者。 若手研究者及び今後の活躍が期待される研究者	20 万円

VI 助成事業申請にあたっての留意事項

河川基金の申請では、申請に必要な添付書類の添付がないために審査の対象にならなかったり、審査対象にはなったものの必要な事項の記載がなかったため審査が低評価になったものも多く見受けられています。

平成 28 年度助成事業の申請にあたり、以下に留意事項を列記しますので、参考にして下さい。

1. 三部門共通

(1) 申請部門は正しいものを選んでいきますか？

平成 28 年度募集より、申請者の属性による助成部門に変更になりました。

- ① 研究者・研究機関部門
- ② 川づくり団体部門
- ③ 学校部門

の 3 部門があります。申請部門によって記載事項が異なりますので、間違いのないように申請部門を選んでください。

(2) 必要な添付書類は全て添付されていますか？

必要な添付書類がないと書類不備として審査対象外になります。

理由もなく未記入のものがあると審査対象外になったり、低評価になる場合があります。特に学術図書出版助成の応募にあたっては、審査資料の一つとして、「完成原稿」を郵送または宅配便で、申請書提出期限（平成 27 年 11 月 30 日）までに別送してください。

(3) 申請者についてご確認ください。

研究者・研究機関部門の場合には、申請者はそれぞれ研究者個人・研究機関代表者となっています。研究者（一般研究者、若手研究者）の場合、共同研究者は申請者ではありませんので、ある申請の共同研究者になっていても、別の案件の申請は可能です。

川づくり団体部門、学校部門は団体代表者しか申請できません。

(4) 活動内容にあった申請金額で申請していますか？

平成 28 年度助成より、一部を除き、申請された金額どおり助成する「定額助成」となりました。研究や活動の内容及び規模に見合わない過大な資金計画で申請された場合は採択の対象となりません。

なお、資金計画を立てる際、巻末(30 ページ)の助成事業の対象となる「助成経費一覧」を参考にしてください。

(5) 同一助成部門における同一申請者による複数申請はできません(一部例外を除く)。

同一助成部門において複数申請がある場合は、申請したもの全てが審査対象外となります。ただし例外として、「研究者・研究機関部門」での、「調査研究助成」と「調査・研究成果の普及助成」については同一申請者がその両方に申請することは可能です。

2. 研究者・研究機関部門について

(1) 研究者・研究機関部門(一般的助成)で2年間の助成期間を選択した場合、翌年度(平成29年度)は申請することはできません。

(2) 申請期間について確認してください。

ジュニア研究者を除く一般的助成は助成期間が1年間と2年間が選択できますが、助成金額は1年間と同額で1回しか支払われません。また2年間を選択した場合、翌年の申請はできません。なお、採択後の変更はできませんので、十分ご注意ください。

3. 川づくり団体部門について

(1) 同一申請者が川づくり団体活動助成と新設川づくり団体自立支援助成の双方に申請することはできません。

(2) 新設川づくり団体自立支援助成を平成28年度以降も受ける予定の団体が、川づくり団体活動助成に申請することはできません。

(3) 新設川づくり団体自立支援助成に申請できるのは、団体設立後5年以内(平成28年3月31日時点)の団体のみです(単なる名称変更やNPO登録変更による5年以内等は対象外です)。また、一度助成を受けた団体が再度新設川づくり団体自立支援助成に申請することはできません。

VII 助成金の交付決定の取り消し等

1. 助成金の交付決定の取り消し

申請者が次の各号に該当する場合には、助成金の交付の決定の全部または一部を取り消すことがあります。

- 1) 助成金の交付申請について、不正の事実があった場合
- 2) 助成対象者が助成金を助成活動以外の用途に使用した場合
- 3) 助成活動の遂行が助成金交付の決定の内容に違反していると認められる場合
- 4) 報告書の提出が3か月以上遅れた場合
- 5) その他、助成事業に関して助成の決定の内容またはこれに付した条件に違反した場合

2. 助成金の返還

助成金の交付の決定の全部または一部を取り消した場合で、すでに助成金が交付されている時は、助成金の全額または一部の返還していただきます。

3. 加算金及び延滞金

- 1) 助成金の返還を命じられたときには、その命令にかかる助成金を受領した日から納付の日までの日数に応じ返還すべき金額につき年 10.95%の割合で計算した加算金を当財団に納付していただきます。
- 2) 助成金の返還期限は、返還命令の日から 20 日以内としています。返還期限までに納付しないときは、助成対象者は、返還期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納に係る金額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金を当財団へ納付していただきます。

☆以降は……

1. 研究者・研究機関部門は、P8～P16 をご覧ください。
2. 川づくり団体部門は、P17～P21 をご覧ください。
3. 学校部門は、P22～P28 をご覧ください。

VIII 部門別助成案内

1. 研究者・研究機関部門

「川づくり」や河川管理への貢献が期待できる調査・研究（以下「調査・研究」と言う）を行う大学、高等専門学校、公益法人、地方公共団体、NPO 法人、任意団体、企業等の研究機関や、そこに所属する研究者に対し助成します。

その際、河川の現場を活用したフィールドワークを含む調査・研究や、萌芽的研究または今後の発展性が期待できる調査・研究にも優先して助成を行います。

また理科系(工学、自然科学等)のみではなく、法学、経済学、社会学等を含む、文科系(社会科学、人文科学)、及び文理融合の調査・研究にも助成します。なお、小中高等学校等の教員で、学校教育の現場での「河川教育」についての調査・研究を行う「研究者」も歓迎します。

助成区分としては、一般的な調査・研究を行う「調査・研究助成」と、調査・研究の成果を広く一般に普及するための「調査・研究成果の普及助成」の2項目があります。

1-1 研究機関に対する助成

研究機関が行う、流出・流水・流砂のメカニズムの解明等の工学的な研究、治水対策に関する研究、水資源の確保に関する研究、河川環境の整備と保全に関する研究、地域との連携に関する研究、河川に関する歴史・文化・伝統等に関する研究など、内容、手段、方法も含め、助成事業者の方々の自由な発想に基づき実施される、「川づくり」や河川管理に貢献するための様々な課題の調査・研究について助成します。

(1) 助成対象者

大学、高等専門学校、地方公共団体、公益法人、一般法人、民間企業、河川協力団体、NPO法人、任意団体等の研究機関

(※研究機関において、複数の部署および複数の研究分野にまたがるようなテーマに対し、組織全体として横断的・統合的に取り組む調査・研究を実施するものを対象とします。一研究者が個人で、単に組織の名を借りて実施するものは対象となりません)。

(2) 助成区分及び対象テーマ

<調査・研究助成>

1) 「川づくり」に関する一般的な調査・研究

助成事業者の自由な発想に基づく以下のようなテーマについての調査・研究に対して助成を行います。

【工学、自然科学系】

- ① 流域内の健全な水・物質循環の構築
- ② 水害・土砂災害等の被害の軽減
- ③ 総合的な水資源対策
- ④ 生態系・景観など河川環境の向上
- ⑤ 地球環境もしくは広域的な地域環境の保全などに資する水資源・水に関するエネルギーの有効活用
- ⑥ その他（具体的に記載すること）

【社会科学、人文科学系】

- ⑦ 河川教育の高度化
- ⑧ 川づくりにおける地域の歴史・文化・伝統等との係わり
- ⑨ 川づくり・まちづくりにおける地域との連携
- ⑩ 水に関する法制度、治水対策や利水対策等における経済効果
- ⑪ その他（具体的に記載すること）

【文理融合型研究】

- ⑫ 上記「工学、自然科学系」と「社会科学、人文科学系」の双方の視点を組み合わせることにより、新たな知見を得ることを目指した調査・研究

2) 国内外で発生した甚大な水害等の緊急調査

河川基金の採択決定後に国内外において、甚大な水害、土砂災害、震災（ただし、河川・ダム等に係る施設に関するもの）や社会的に大きな影響を与えた水難事故等が発生した場合など、河川事業をとりまく環境に大きな変化があった場合に行う今後の河川整備などに対する調査・研究・広報等に対して助成を行います。（年度途中での申請を受付けます）

※「国内外で発生した甚大な水害等の緊急調査」助成へ申請する際の留意事項

- ① 単に災害状況の調査に留まらず、この災害を教訓として、今後の防災に向けた提言をアウトプットとして取りまとめてください。
- ② 現地調査終了後、現地でその成果について記者発表（記者会見が望ましい）を行い、河川基金の助成による緊急調査としての対応、成果を見える形で発現させてください。
- ③ 調査成果を広く一般に還元するため、調査終了後、関係方面へ提言を提出するとともに、国内での水害等の場合には被災県の県庁所在地などで、一般市民を対象にした調査報告会を開催し、災害の教訓を周知してください。
- ④ 災害調査・記者発表・報告会にあたっては、河川基金の助成を受けていることを明示すると共に、関係論文の執筆においても、助成を受けた旨を付言してください。

＜調査・研究成果の普及助成＞

1) 学術図書出版助成

これまでの河川整備基金助成事業により得られた研究成果を、広く一般に公開するために刊行しようとする「学術図書」、及びその成果を一般市民にわかりやすく説明する「普及図書」の出版に対して助成を行うものです。その成果の一部または全部が学術図書または普及図書として刊行され、市販されることが大きな公益性が見込まれるものを対象とします。

※学術図書出版助成へ申請する際の留意事項

- ① 河川基金（旧河川整備基金助成事業（調査・研究部門））による研究成果がその内容の一部又は全部である学術図書または普及図書として刊行し、市販されるもので大きな公益性が見込まれるものが対象となります。
- ② 日本語による出版に限ります。

- ③研究が既に終了しており、完成原稿がすでにあるものに限りません。
- ④助成は直接出版経費（編集・印刷・用紙・製本代などの直接経費に限り、印税（原稿料）・宣伝・販売費などの間接費は含まない）に対する見込販売収入（予定税込書店卸価格）の不足額の範囲内の金額とします。
- ⑤以下に該当するものは学術図書出版の助成の対象とはなりません。
- a 市販しないもの
 - b 大学等の研究機関、法人、団体が自ら刊行すべきもの
- ⑥学術図書出版の刊行は無印税とし、著者・编者・著作権者は利益を一切受けることはできません。
- ⑦出版される書籍の扉（標題紙）の裏に「本書は、公益財団法人河川財団の河川基金の助成を受けて出版されたものである。」との文章と河川基金のロゴマークを記載してください。
- ⑧助成事業者と出版社の間で以下の項目について取り決めた契約書または覚書等を結びその写しを添付すること
- ・直接出版経費の金額についての出版社と助成事業者の負担割合及び支払方法等
 - ・予定税込書店卸価格
 - ・印刷部数と販売部数
 - ・著者・编者・著作権者は、利益を一切受けることない旨の取り決め
 - ・確実に市販される旨の確認
 - ・その他
- ⑨その他添付書類
- ・出版社等が発行した直接出版経費の見積書
 - ・出版図書の目次
- ⑩完成原稿は申請書提出期限(当日消印有効)までに事務局へ別途お送りください。
- 「完成原稿」とは、出版社等へ渡して、印刷製本作業に取りかけられる原稿を言います。「完成した原稿」については、訂正もしくは校正作業と考えられるものを除き、助成事業申請後、出版物の標題、著者・编者、原稿の修正を行うことは原則できません。（採択されなかった申請者で「完成原稿」の返却の希望者については、返却いたします。）

2)アウトリーチ活動助成

学会、研究機関等による、一般の方々に向けて開催する公開プログラムや高大連携事業、出前授業等、次世代の育成にもつながる、研究の場から外へ出て行って行う「アウトリーチ活動」に対して助成を行います。

※アウトリーチ活動助成へ申請する際の留意事項

- ①一般市民に対しアウトリーチ活動を行う意義と、その成果の「川づくり」に対する効果を明らかにすること
- ②一般市民の参加が十分見込まれることが条件であり、参加を促す方策を明記すること
- ③報告の際は、参加者数とそのうちの一般市民の参加者数を明らかにするとともに、検証を行うこと

(3) 助成期間及び助成金額

- ① 一般的な調査研究助成の助成期間は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの1年間、または平成28年4月1日から平成30年3月31日までの2年間のいずれかで、助成限度額はどちらも200万円とします。
- ② 国内外緊急災害助成は、助成期間は災害が発生した年度内で、助成限度額は1件につき300万円とします。
- ③ 学術図書出版助成の助成期間は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの1年間とし、助成限度額は直接出版経費（編集・印刷・用紙・製本代などの直接経費に限り、印税（原稿料）・宣伝・販売費などの間接費は含まない）に対する見込販売収入（予定税込書店卸価格）の不足額の範囲内の金額でかつ100万円以内とします。
- ④ アウトリーチ活動助成の助成期間は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの1年間とし、助成限度額は、アウトリーチ活動助成Aとして500万円とします。

※研究機関に対する助成金額はすべて上限額を示しています。採択の際は財団において申請金額を査定したうえで助成額を決定します。申請内容を超える過大な金額での申請と認められる場合は採択の対象になりません。事業の内容に見合った金額で申請してください。

1-2 研究者に対する助成

下記の研究機関等に所属する研究者が行う、流出・流水・流砂のメカニズムの解明等の工学的な研究、治水対策に関する研究、水資源の確保に関する研究、河川環境の整備と保全に関する研究、地域との連携に関する研究、河川に関する歴史・文化・伝統等に関する研究など、内容、手段、方法も含め、助成事業者の方々の自由な発想に基づき実施される、「川づくり」や河川管理に貢献するための様々な課題の調査・研究について助成します。

(1) 助成対象者

- ① 大学・高等専門学校等に所属する研究者
- ② 地方公共団体、公益法人、一般法人、民間企業、河川協力団体、NPO法人、任意団体、学校等の研究機関に所属する研究者

※「今後の河川整備基金のあり方検討委員会」の報告を受け、平成29年度以降の助成から、一般研究者の申請において、研究者の年齢の上限設定を行う予定ですのでご承知おきください。

(2) 助成区分及び対象テーマ

＜調査・研究助成＞

1) 「川づくり」に関する一般的な研究

助成事業者の自由な発想に基づく、様々なテーマについての研究に対して助成を行います。対象テーマは、前述の「1-1 研究機関に対する助成（2）調査・研究助成」の「川づくり」に関する一般的な研究のテーマと同じです。

<調査・研究成果の普及助成>

1) 学術図書出版助成

これまでの河川整備基金助成事業により得られた研究成果を、広く一般に公開するために刊行しようとする「学術図書」、及びその成果を一般市民にわかりやすく説明する「普及図書」の出版に対して助成を行うものです。その成果の一部または全部が学術図書または普及図書として刊行され、市販されることが大きな公益性が見込まれるものを対象とします。

※学術図書出版助成へ申請する際の留意事項

- ①河川整備基金助成事業（調査・研究部門）による研究成果がその内容の一部又は全部である学術図書または普及図書として刊行し、市販されるもので大きな公益性が見込まれるものが対象となります。
- ②日本語による出版に限ります。
- ③研究が既に終了しており、完成原稿がすでにあるものに限ります。
- ④助成は直接出版経費（編集・印刷・用紙・製本代などの直接経費に限り、印税（原稿料）・宣伝・販売費などの間接費は含まない）に対する見込販売収入（予定税込書店卸価格）の不足額の範囲内の金額とします。
- ⑤以下に該当するものは学術図書出版の助成の対象とはなりません。
 - a 市販しないもの
 - b 大学等の研究機関、法人、団体が自ら刊行すべきもの
- ⑥学術図書出版の刊行は無印税とし、著者・编者・著作権者は利益を一切受けることはできません。
- ⑦出版される書籍の扉（標題紙）の裏に「本書は、公益財団法人河川財団の河川基金の助成を受けて出版されたものである。」との文章を記載してください。
- ⑧助成事業者と出版社の間で以下の項目について取り決めた契約書または覚書等を結びその写しを添付すること
 - ・直接出版経費の金額についての出版社と助成事業者の負担割合及び支払方法等
 - ・予定税込書店卸価格
 - ・印刷部数と販売部数
 - ・著者・编者・著作権者は、利益を一切受けることない旨の取り決め
 - ・確実に市販される旨の確認
 - ・その他
- ⑨その他添付書類
 - ・出版社等が発行した直接出版経費の見積書
 - ・出版図書の目次
- ⑩完成原稿は申請書提出期限(当日消印有効)までに事務局へ別途お送りください。

「完成原稿」とは、出版社等へ渡して、印刷製本作業に取りかけられる原稿を言います。「完成した原稿」については、訂正もしくは校正作業と考えられるものを除き、助成事業申請後、出版物の標題、著者・编者、原稿の修正を行うことは原則できません。（採択されなかった申請者で「完成原稿」の返却の希望者については、返却いたします。）

2) アウトリーチ活動助成

一般の方々に向けて開催する公開プログラムや高大連携事業、出前授業等、次世代の育成にもつながる、研究の場から外へ出て行って行う「アウトリーチ活動」に対して助成を行います。助成金額は、事業の規模に応じて、「アウトリーチ活動助成B」（助成金額100万円）と「アウトリーチ活動助成C」（助成金額50万円）の2つのコースがあります。

※アウトリーチ活動助成へ申請する際の留意事項

- ① 一般市民に対しアウトリーチ活動を行う意義と、その成果の「川づくり」に対する効果を明らかにすること
- ② 一般市民の参加が十分見込まれることが条件であり、参加を促す方策を明記すること
- ③ 報告の際は、参加者数とそのうちの一般市民の参加者数を明らかにするとともに、検証を行うこと

(3) 助成期間及び助成金額

- ① 一般的な調査・研究助成の助成期間は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの1年間、または平成28年4月1日から平成30年3月31日の2年間で、助成金額はいずれも100万円とします。
- ② 学術図書出版助成の助成期間は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの1年間とし、助成限度額は直接出版経費（編集・印刷・用紙・製本代などの直接経費に限り、印税（原稿料）・宣伝・販売費などの間接費は含まない）に対する見込販売収入（予定税込書店卸価格）の不足額の範囲内の金額でかつ100万円以内とします。
- ③ アウトリーチ活動助成の助成期間は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの1年間とし、助成金額は、「アウトリーチ活動助成B」の100万円と、「アウトリーチ活動助成C」の50万円の2つのコースとします。

※一般研究者への助成金額は本年度より、「学術図書出版助成」を除き、申請された金額と同額を助成する「定額助成」となります。申請内容を超える過大な金額での申請と認められる場合には採択の対象となりません。事業の内容に見合った金額で申請してください。

1-3 若手研究者に対する助成

研究経験の少ない若手研究者に対して幅広く研究費を得る機会を与え、研究者として良いスタートを切れるように、若手研究者の研究に対し、優先的に助成を行います。

(1) 助成対象者

- ① 大学・高等専門学校等に所属する若手研究者
- ② 地方公共団体、公益法人、一般法人、民間企業、河川協力団体、NPO法人、任意団体、学校等の研究機関に所属する若手研究者
- ③ これまで河川整備基金の助成を受けた回数が3回未満である若手研究者

※若手研究者とは、共同研究者も含めて35歳以下（平成28年3月31日時点）の研究者とします。

※これまでに3回以上採択された研究者（平成25年度から27年度のテーマ番号1263での採択者）は年齢にかかわらず、一般の「研究者に対する助成」（テーマ番号5211）に申請してください。

(2) 助成区分及び対象テーマ

<調査・研究助成>

1) 「川づくり」に関する一般的な研究

助成事業者の自由な発想に基づく、様々なテーマについての研究に対して助成を行います。対象テーマは、前述の「1-1 研究機関に対する助成 (2) 調査・研究助成」の「川づくり」に関する一般的な研究」のテーマと同じです。

(3) 助成期間及び助成金額

助成期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの 1 年間、または平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの 2 年間とします。助成金額はいずれも 60 万円とします。

※若手研究者への助成金額は本年度より、申請された金額と同額を助成する「定額助成」となります。申請内容を超える過大な金額での申請と認められる場合には採択の対象となりません。事業の内容に見合った金額で申請してください。

1-4 ジュニア研究者に対する助成

中学生、高校生をジュニア研究者として、中学校・高等学校のクラブ(部)活動において生徒が主体的に行う調査・研究に対して助成を行います。

(1) 助成対象者

中学生、高校生がジュニア研究者として、クラブ(部)活動を行う中学校・高等学校等

(2) 助成区分及び対象テーマ

<調査・研究助成>

助成事業者の自由な発想に基づく、様々なテーマについての研究に対して助成を行います。対象テーマは、前述の「1-1 研究機関に対する助成 (2) ア. 調査・研究助成」の「川づくり」に関する一般的な研究」のテーマと同じです。

(3) 助成期間及び助成金額

助成期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの 1 年間とします。助成金額は中学校 30 万円、高等学校は 50 万円とします。

※ジュニア研究者への助成金額は、申請された金額と同額を助成する「定額助成」となります。申請内容を超える過大な金額での申請と認められる場合には採択の対象となりません。事業の内容に見合った金額で申請してください。

1-5 評価項目及び評価基準

河川基金の採択にあたっては、下記の評価項目について、河川基金選考委員会による審査及び選考に基づき、理事会で採択が決定されます。

評価項目

- ① 目的
 - 調査・研究の目的が明確か
 - 調査・研究の目的が、「川づくり」へ具体的にどう貢献するかが明示されているか
- ② 成果
 - 目指す成果の形が明らかであるか
 - 「川づくり」に対する成果の活用が期待できるか
- ③ 内容
 - 成果を得るまでのプロセスに論理的矛盾がなく、計画に無理がなく具体的であるか
 - 河川の現場を活用したフィールドワークを含む調査・研究か
 - 萌芽的な調査・研究または今後の発展が期待できる調査・研究か
 - 河川管理者との連携がとられているか
- ④ その他の評価項目
 - 調査・研究の内容、方法等に独自の視点があり、新たな取り組みが行われているか
 - 調査・研究の実施内容、実施時期が適切かつ効果的であるか
 - 予算計画が経済的に配慮されかつ具体的であり実効性が認められるか

1-6 留意事項

- ① 助成期間（1年または2年）は申請時に申請者に選択していただきます。ただし助成決定後の期間の変更はできません。
- ② 2年間で助成を受ける場合、助成金は1年間の場合と同様に、初年度に前払い金をお支払いし、残金は完了払いとすることができます。大学等の経理上問題がないか確認の上、申請時に選択してください。また、成果及び支出の概要の報告は助成事業終了後のみで、初年度終了時点での報告の必要はありません。
- ③ 原則として、同一申請者による複数の申請はできません。
- ④ 単にデータ収集にとどまるものは助成の対象になりません。
- ⑤ 申請書には総事業費（予定）と申請額の両方を記載して下さい。
- ⑥ 外国の河川等を対象とするものは、その成果がわが国の河川管理に反映されるものであることが必要です（ただし、「国内外の水害緊急調査」及び後述の条件を満たした学会等への参加を除き、外国への旅費や外国での調査に関する活動費は助成の対象となりません）。
- ⑦ 学生については博士後期課程の方のみ助成対象者となります。この場合は、指導教員（教授又は准教授）の了承を得たことが証明できるものとして、指導教員が署名及び押印をした「了承証明書」（http://www.kasenseibikikin.jp/grant/joseibo_shu28/よりダウンロードできます）を提出してください。
- ⑧ 「ジュニア研究者に対する助成」については、クラブ活動担当顧問の教諭を連絡担

当者とし、学校長が申請して下さい。なお、ジュニア研究者助成においては、生徒が主体的に行う調査・研究を対象とします。

- ⑨ 若手研究者が、一般の「研究者に対する助成」に応募することは可能です。ただし、その場合は若手研究者として扱いませんのでご注意ください。
- ⑩ 若手研究者の年齢制限は共同研究者にも適用されます。共同研究者に指導教員等、年齢制限を超える方がいるために不採択になる事例が散見されますので、十分ご注意ください。なお、若手研究者が35歳を超える指導教員等と共同で研究するのではなく、その指導を受けて研究を行うことは問題ありません。
- ⑪ 大学の「間接経費（いわゆるオーバーヘッド）」は助成事業費には含まれておりませんのでご注意ください。

※河川管理者と一体的に実施するものについては、河川管理者との連携状況をより明確にするため、相手方の所属と担当者の氏名を記入してください。

※河川法第58条の8第1項の規定に基づく「河川協力団体」の場合は、申請書の該当欄に記載してください。

※助成事業に採択された場合は、助成金の執行状況について現地で帳簿等を確認させていただくことがあります。

2 川づくり団体部門

「川づくり」の活動を実施あるいは支援する市民団体等（以下、「川づくり団体」という）に対し、その活動への助成を行います。

川づくりに貢献する広範な活動の中で、将来の自らの活動を担い、次世代を担う人づくりの活動に対し重点的に助成を行うものとし、新しいニーズ、ニーズの変化に即した新規事業や若手による取り組み、自律的展開への展望を持った活動にも優先して助成を行います。

また、助成団体は、自律的かつ継続的な展開が可能となるような仕組みを構築していく必要があります。そのため継続して申請を行う場合には、常に新たな創意工夫をし、過年度の活動からさらに発展することが助成の条件となります。

助成区分は、川づくり団体の活動への助成を行う「川づくり団体活動助成」と、設立されて5年以内の団体の自立を支援するために助成を行う「新設川づくり団体自立支援助成」があります。

なお助成対象となる「川づくり団体」は、以下のいずれかに該当する団体とします。

① 公益法人等

- 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18法律第48号）に基づき設立された法人
- 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）に基づき設立された法人
- 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）に基づき設立された法人
- これに準ずる非営利法人（③に該当するものを除く）

② 特定非営利活動法人

- 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条の規定に基づき設立された法人

③ 河川協力団体

- 河川法（昭和39年法律第167号）第58条の8第1項の規定に基づく河川協力団体

④ 任意団体

法人格を有さず、営利を目的としない団体で、次の条件を満たすいずれかの団体

- 行政を含む協議会等
 - ・設立趣意書、会則等により、行政等の参加が確認できる団体
- 以下の内容を明記した定款、寄付行為に準ずる規約を有する団体
 - ・団体の意思を決定し、事業を遂行できる組織であること
 - ・自ら経理し、監査することができる組織であること
 - ・会員、役職員の資格、任期等の規定があること
 - ・情報公開に関する規定があること
- 地域の行政や学校から推薦を受けた団体
 - ・地域で連携、協働する行政、河川管理者、地域の学校等から推薦状が受けられる団体

⑤ その他

- 認可地縁団体、民間企業等

2-1 流域規模で活動する川づくり団体に対する助成(流域川づくり団体)

<川づくり団体活動助成>

河川やその流域において、川や流域への理解を深めることにより、川や流域をより健全な姿に変える、あるいは戻すために必要だと思われる活動などを、流域規模で行う団体に対し、助成を行います。その活動の内容により、「活動A(100万円)」、「活動B(60万円)」および「活動C(30万円)」の3コースがあります。助成期間はいずれも1年間です。

(1)助成対象者

「川づくり」団体のうち、その活動範囲が全国的規模ではなく、1つないし複数の流域にまたがる規模で活動する団体

(2)助成対象テーマ

内容、手段、方法も含め、助成事業者の方々の自由な発想に基づき実施される、「川づくり」にかかわる以下のような活動に対し助成を行います。

- ① 河川や流域への理解を深める活動
- ② 河川教育を支援する活動
- ③ 人材育成、指導者育成に焦点を当てた活動
- ④ 川づくり団体が行う社会教育的活動
- ⑤ 防災・減災に関する活動
- ⑥ 流域間・流域内交流でのネットワークを構築する活動
 - ・川づくり団体相互
 - ・川づくり団体と河川管理者、行政等
 - ・川づくり団体と学校 等の連携、交流
- ⑦ その他(具体的に記載すること)

(3)助成期間及び助成金額

- ① 助成期間は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの1年間とします。
- ② 助成金額は1件につき、
 - ・「活動A」コースは100万円
 - ・「活動B」コースは60万円
 - ・「活動C」コースは30万円

※本年度より助成金額は、申請された金額と同額を助成する「定額助成」となります。申請内容を超える過大な金額での申請と認められる場合には採択の対象となりません。事業の内容に見合った金額で申請してください。

2-2 全国的な規模で活動する川づくり団体に対する助成(全国川づくり団体)

<川づくり団体活動助成>

河川やその流域において、川や流域への理解を深めることにより、川や流域をより健全な姿に変える、あるいは戻すために必要だと思われる活動などを、全国的な規模で行う団体に対し、助成を行います。その活動の内容、規模により、助成限度額500万円を基本とする「活動A」と、100万円で定額助成をする「活動Bの」2つのコースがあります。助成期間は1年間です。

(1)助成対象者

「川づくり」団体のうち、全国的な規模で活動する団体

(2) 助成対象テーマ

助成対象テーマは、前述の「2-1 流域規模で活動する川づくり団体に対する助成」のテーマと同じです。

(3) 助成期間及び助成金額

- ① 助成期間は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの1年間とします。
- ② 助成金額は一件につき、事業の内容に従い助成限度額500万円を基本とする「活動A」と100万円を定額で助成する「活動B」の2つのコースとします。

※「活動A」の助成金額は上限額を示しております。採択の際は財団において申請金額を査定したうえで助成額を決定します。申請内容を超える過大な金額での申請と認められる場合は採択の対象になりません。事業の内容に見合った金額で申請してください。

なお、公益性が極めて高く、全国的な視点から「川づくり」や社会への貢献が特に大きい活動で、理事会が認めるものについては、500万円を超えるものも採択する可能性があります。

※「活動B」の助成金額は申請された金額と同額を助成する「定額助成」となります。申請内容を超える過大な金額での申請と認められる場合には採択の対象になりません。事業の内容に見合った金額で申請してください。

2-3 設立されて5年以内の川づくり団体の活動に対する助成

<新設川づくり団体自立支援助成>

河川やその流域において、川や流域への理解を深めることにより、川や流域をより健全な姿に変える、あるいは戻すために必要だと思われる活動などを行う、設立されて5年以内の団体に対し、助成を行います。その活動を軌道に乗せるために必要となる経費を最大5年間、毎年50万円ずつ助成するものです。

(1) 助成対象者

上記「川づくり」団体のうち設立後5年以内（平成28年3月31日時点）の、②特定非営利活動法人、④任意団体を対象とします。なお、定款等にその主要事業のフィールドが川であることを明記している団体に限定します。

(2) 助成対象テーマ

助成対象テーマは、前述の「2-1 流域規模で活動する川づくり団体に対する助成」のテーマと同じです。

(3) 助成期間及び助成金額

- ① 「新設川づくり団体自立支援助成」の助成期間は最長5年で、初年度は平成28年4月1日から平成29年3月31日までです。それ以降は、毎助成年度の12月末に提出していただく「中間報告」により審査を行い、改めて翌年の採択を決定します。
- ② 助成金額は年間50万円、最大5年間助成します。

※本年度より助成金額は申請された金額と同額を助成する「定額助成」となります。申請内容を超える過大な金額での申請と認められる場合には採択の対象になりません。事業の内容に見合った金額で申請してください。

2-4 評価項目及び評価基準

河川基金の採択にあたっては、下記の評価項目について、河川基金選考委員会による審査及び選考に基づき、理事会で採択が決定されます。

評価項目

①目的

- 活動の目的が明確か
- 活動の目的が、「川づくり」へ具体的にどう貢献するか

②成果

- 目指す成果の形が明らかであるか
- 「川づくり」に対する成果の活用が期待できるか

③内容

- 活動内容が目的や成果に対して妥当あり、計画に無理がなく具体的であるか
- 河川管理者との連携がとられているか

④その他の評価項目

- 活動の内容、方法等に独自の視点があり、新たな取り組みが行われているか
- 活動の実施時期が適切かつ効果的であるか
- 予算計画が経済的に配慮されかつ具体的であり実効性が認められるか

⑤団体の活動を自律的、継続的に展開するための展望について

【川づくり団体】

- 自律的な活動の継続に関する展望をもっているか
- 上記展望に基づき、将来的に自らの団体の活動に必要な資金の確保について、現状認識と具体的な方策を考えているか
- 将来的に自らの団体の活動を継続していくために必要な人材、後継者の育成を具体的に考えているか
- 平成27年度に採択され、平成28年度も継続して申請する事業については下記の項目を満たす必要があります。なお、下記の項目を満たしても、連続5年以上助成されたもの（平成23年度もしくはそれ以前から、平成27年度まで連続して助成されたもの）は採択にならない場合があります。
 - ・過年度の目標が達成されているか
 - ・過年度の反省や教訓を踏まえ、目指す成果や内容がさらに発展しているか

【新設川づくり団体】

- 助成終了後の自律的な活動継続に関する展望をもっているか
- 将来的に自らの団体の活動を継続していくために必要な人材、後継者の育成を具体的に考えているか
- 上記展望に向けた各年の目標と活動内容及び見込まれる成果が、資金確保策も含め具体的に記載されているか

2-5 留意事項

- ① 申請代表者は団体の長とします。
 - ② 同一団体による複数の申請はできません。ただし、申請代表者が同じで、所属団体が異なる場合の申請は可能です。
 - ③ 団体の運営管理に必要な一般管理費は、助成の対象となりません。
 - ④ 他団体の活動・講習会への参加費用は、助成の対象となりません。
 - ⑤ 申請書には総事業費（予定）と申請額の両方を記載して下さい。
 - ⑥ 「新設川づくり団体自立支援助成」として採択するものについては、2年度目以降の助成は毎年度の中間報告に基づき審査しますので所要の手続きが必要です
 - ⑦ 新設川づくり団体自立支援助成に申請できるのは、団体設立後5年以内（平成28年3月31日時点）の団体です。団体名の名称変更やNPO登録等により組織の変更を行った団体については「当初の団体設立後からの年数」となりますので、5年を過ぎて単に名称などの変更登録等を行った団体については対象になりません
 - ⑧ 平成28年度に旧「新設市民団体自立支援助成」の助成対象となっている団体は「ア、川づくり団体活動助成」への申請はできません。
 - ⑨ 「子どもの水辺」登録箇所とは、文部科学省、国土交通省、環境省の3省連携（農林水産省も協力）により進められている「子どもの水辺再発見プロジェクト」制度への登録箇所を意味します。
注)「登録年度」「登録名」を記載していただきます。
 - ⑩ 助成事業を実施する団体構成員への人件費、団体構成員及び構成員の身内が経営する企業への委託費は認められません。
 - ⑪ 川づくり団体部門の申請にあたっては、団体役員及び職員名簿（最新版）を必ず提出して下さい。当該名簿が提出されない場合は不採択となることがありますのでご注意ください。様式は「<http://www.kasenseibikikin.jp/grant/joseiboshu28/>」よりダウンロードできます。
 - ⑫ 海外渡航費、外国における活動費は、助成事業の対象となりません。
- ※河川管理者と一体的に実施するものについては、河川管理者との連携状況をより明確にするため、相手方の所属と担当者の氏名を記入してください。
- ※河川法第58条の8第1項の規定に基づく「河川協力団体」の場合は、申請書の該当欄に記載してください。
- ※助成事業の成果報告については、成果評価を行い、優秀成果については表彰すると共に成果発表会で発表していただくことがあります。
- ※助成事業に採択された場合は、助成金の執行状況について現地で帳簿等を確認させていただくことがあります。

3 学校部門

河川教育についての調査・研究及び教育計画の策定・実践を行う学校等に対して助成を行います。

助成区分は、総合的な学習の時間等における河川教育についての調査・研究に対して助成を行う「調査・研究助成」と、河川教育計画の策定・実践に対して助成を行う「教育活動計画助成」があります。

なお、学校全体での取り組みではなく、一研究者として、学校教育の現場での河川教育についての研究を実施したい小中高等学校等の教員の方は「研究者・研究機関部門の研究者」として申請をしてください。

3-1 幼稚園・保育所・認定こども園等に対する助成

<教育活動計画助成>

幼稚園，保育所，認定こども園等での「総合的な学習の時間」等における河川教育計画の策定及びその実践を行う学校に対し、助成を行います。

(1) 助成対象者

幼稚園，保育所，認定こども園等

(2) 助成対象テーマ及び助成期間と助成金額、評価基準

助成テーマ	(7111) 幼稚園，保育所・認定こども園等における河川教育に関する活動
助成期間 金額	助成期間は平成28年4月1日から平成29年3月31日までの1年間。 1件につき10万円（ただし，1園1件）
評価基準	<p>評価の基準は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 申請概要に、「子どもに育成したい力」が記入されていること。 ② 申請概要を受けて、「河川教育の目的」に、どのような見方や考え方を育てたいか、具体的に書かれていること。 ③ 「評価の観点」が具体的に書かれていること。 ④ 子どもの変容を捉える視点が具体的に書かれていること。 ⑤ 「評価の観点」としてあげられた子どもの変容を示す例を示すことができる計画であること。（1年間の視点で、子どもがどう変容したか）（指導案、ワークシート、ポートフォリオ等）。 <p>その他にも、予算の用途計画などで、不都合なことがあった場合、採択されないことがあります。（次の留意事項をお読みください。）</p>
報告書等	<p>「助成事業実施の手引き」には、決算報告書，報告書等を提出していただくことが明記されていますが、申請書を提出いただく際のご参考にしていただくため，報告書の枚数は以下のとおりです。</p> <p>なお，報告書には，この河川教育計画に記載したことについて，子どもがどう変容したかを，他の事例，場面でどのような能力が見られたかという観点で明記してください。また，報告書の提出は，助成金の対象となる部分の授業が行われた後ではなく，年間を通じた教育計画が終了した時点で提出してください。</p> <hr/> <p>40字×40行 本文のポイント 10.5 枚数 3枚以上（写真等を含む）</p>

(3)留意事項

- ① 下記に該当する申請案件は、審査対象外となりますので予めご了承ください。
 - ・ 教育計画助成には適切でないと考えられる活動。（河川を活用しているが、教育活動の目的を達成する具体的手立てが示されていない教育活動計画など）
 - ・ 助成事業そのものを一括して外部に委託していると判断される場合
 - ・ 助成金の使途が子どもの学習に還元されないと判断される場合
- ② 同一申請者による複数の申請はできません。
- ③ 申請書には総事業費（予定）と申請額の両方を記載して下さい。
- ④ 申請者は校長，園長等とします（人事異動等で、申請代表者が変更になった場合は変更届を提出して下さい）。
- ⑤ 他団体が主催する活動・講習会等（河川教育関係も含む）への参加費用及び交通費は、助成の対象となりません。ただし河川財団が主催する「河川教育研究交流会」への参加については、各校1名様に限り、その宿泊費と交通費の合計の半額（上限2万円）を当財団が補助しますので参加申し込み時にお申し出ください。（なお、その際は出張パック等のご利用をお願いいたします。）
- ⑥ 助成事業の成果報告については、成果評価を行い、優秀成果については表彰すると共に「河川教育研究交流会」で発表していただくことがあります（特にアドバンス）。

※助成事業に採択された場合は、助成金の執行状況について現地で帳簿等を確認させていただくことがあります。

※河川管理者に支援を受けて実施するものについては、河川管理者との連携内容をより明確にするため、相手方の所属と担当者の氏名を記入してください。

※「子どもの水辺」登録箇所での活動と連携している場合は、登録年度、登録名を記入してください。（「子どもの水辺」登録箇所とは、文部科学省、国土交通省、環境省の3省連携（農林水産省も協力）により進められている「子どもの水辺再発見プロジェクト」制度への登録箇所を意味します。）

※当財団では、教育関係の有識者からなる「水教育ガイドライン検討委員会」を設置し、水教育を实践するうえでの指針や目標等を体系化し、一定のカリキュラムを含んだ「水教育ガイドライン」をとりまとめました。申請書作成に際し参考にしてください。

詳細はこちらから→

(URL : <http://www.mizube-support-center.org/contents/guideline.html>)

3-2 小・中・高等学校、特別支援学校等に対する助成

小・中・高等学校、特別支援学校等への助成には、下記のフロー図のように、「教育活動計画助成」の「スタートアップ」と「アドバンス」及び「調査・研究助成」があり、段階的にその活動のレベルをステップアップさせていくことを想定しています。

<教育活動計画助成>

7211) <スタートアップ>

小・中・高等学校、特別支援学校等の総合的な学習、教科学習等における**単学年**かつ年間を通した河川教育プログラムの策定と実践

- ・ 探究的な学習を含めた年間計画を策定してください。



ステップアップ

7212) <アドバンス>

小・中・高等学校、特別支援学校等の総合的な学習、教科学習等における**複数学年(2 学年以上)**かつ年間を通した河川教育プログラムの策定と実践

- ・ 探究的な学習を含めた年間計画を策定してください。



ステップアップ

<調査・研究助成>

7221)

小・中・高等学校、特別支援学校等の総合的な学習の時間、教科学習等における、**全校体制での河川教育の実践的研究**

- ・ 学校全体における河川教育の研究（教育目標との関連、目指す子ども像との関連、それに迫るための学年のつながりを考えた PDCA サイクルによる実践）に対し助成します。

< 教育活動計画助成 >

小・中・高等学校、特別支援学校等での「総合的な学習の時間」等における河川教育計画の策定及びその実践を行う学校に対し、助成を行います。

(1) 助成対象者

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校等

(2) 助成対象テーマ及び助成期間と助成金額、評価基準

助成テーマ	(7211) <スタートアップ> 小・中・高等学校、特別支援学校等の総合的な学習、教科学習等における単学年かつ年間を通じた河川教育プログラムの策定と実践	(7212) <アドバンス> 小・中・高等学校、特別支援学校等の総合的な学習、教科学習等における複数年かつ年間を通じた河川教育プログラムの策定と実践
助成期間 金額	1 件につき助成期間 1 年間で 10万円 (ただし、1 校 1 件)	1 件につき助成期間 1 年間で 30万円 (ただし、1 校 1 件)
評価基準	<p>評価の基準は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 申請概要に、「子どもに育成したい力」が記入されていること。 ② 申請概要を受けて、「河川教育の目的」に、どのような見方や考え方を育てたいか、具体的に書かれていること。 ③ 「評価の観点」が具体的に書かれていること。 ④ 子どもの変容を捉える視点が具体的に書かれていること。 ⑤ 「評価の観点」としてあげられた子どもの変容を示す例を示すことができる計画であること。(1年間の視点で、子どもがどう変容したか) (指導案、ワークシート、ポートフォリオ等)。 <p>その他にも、予算の使途計画などで、不都合なことがあった場合、採択されないことがあります。(次の留意事項をお読みください。)</p>	
報告書等	<p>「助成事業実施の手引き」には、決算報告書、報告書等を提出していただくことが明記されていますが、申請書を提出いただく際のご参考にしていただくため、報告書の枚数は以下のとおりです。</p> <p>なお、報告書には、この河川教育計画に記載したことについて、子どもがどう変容したかを、他の事例、場面でどのような能力が見られたかという観点で明記してください。また、報告書の提出は、助成金の対象となる部分の授業が行われた後ではなく、年間を通じた教育計画が終了した時点で提出してください。</p>	
	40 字×40 行 本文のポイント 10.5 枚数 4 枚以上 (写真等を含む)	40 字×40 行 本文のポイント 10.5 枚数 8 枚以上 (写真等を含む)

(4) 留意事項

- ① 下記に該当する申請案件は、審査対象外となりますので予めご了承ください。
 - ・ 教育計画助成には適切でないと考えられる活動。（河川を活用しているが、教育活動の目的を達成する具体的手立てが示されていない教育活動計画など）
 - ・ アドバンスにおいて、学年ごとの「教育計画書」が添付されていない場合
 - ・ 助成事業そのものを一括して外部に委託していると判断される場合
 - ・ 助成金の使途が子どもの学習に還元されないと判断される場合
 - ② 同一申請者による複数の申請はできません。
 - ③ 申請書には総事業費（予定）と申請額の両方を記載して下さい。
 - ④ 申請者は校長等とします
 - ⑤ 他団体が主催する活動・講習会等（河川教育関係も含む）への参加費用及び交通費は、助成の対象となりません。ただし河川財団が主催する「河川教育研究交流会」への参加については、各校1名様に限り、その宿泊費と交通費の合計の半額（上限2万円）を当財団が補助しますので参加申し込み時にお申し出ください。（なお、その際は出張パック等のご利用をお願いいたします。）
 - ⑥ 連続申請は可能ですが、同一の実施内容で申請の場合は、「連続申請の理由」の欄に過年度との相違点、継続することの意義を明確に記載してください。ただし、スタートアップの連続助成は3年までです。3年続けたら「アドバンス」へ移行してください。アドバンスも連続助成は3年までです。そのあとは、「調査研究助成」へ移行してください。このように、いずれの場合も同じ助成テーマ（7211、7212）に4年目の連続応募は認めない（7111を除く）こととしますが、申請者（学校長等）が変更になった場合など、新たな体制での新たな取り組みの場合は以後3年間に限り認めます
- なお、平成26年度までに3年以上継続的に助成を受けられた学校については、河川教育部門が新設される以前の助成実績（平成25年度以前）はカウントしません。平成26年度助成が「1回目」と考えてください。平成26年度にスタートアップまたはアドバンスで採択された学校で連続申請をされる場合は「連続申請の理由」の項に必要事項を記載してください。
- ⑦ 助成事業の成果報告については、成果評価を行い、優秀成果については表彰すると共に「河川教育研究交流会」で発表していただくことがあります（特にアドバンス）。

※助成事業に採択された場合は、助成金の執行状況について現地で帳簿等を確認させていただきます。

※河川管理者に支援を受けて実施するものについては、河川管理者との連携内容をより明確にするため、相手方の所属と担当者の氏名を記入してください。

※「子どもの水辺」登録箇所での活動と連携している場合は、登録年度、登録名を記入してください。（「子どもの水辺」登録箇所とは、文部科学省、国土交通省、環境省の3省連携（農林水産省も協力）により進められている「子どもの水辺再発見プロジェクト」制度への登録箇所を意味します。）

※添付された「教育計画書」への記載が不十分で審査の対象とならない申請があります。当財団では、教育関係の有識者からなる「水教育ガイドライン検討委員会」を設置し、水教育を实践するうえでの指針や目標等を体系化し、一定のカリキュラムを含んだ「水教育ガイドライン」をとりまとめました。申請書作成に際し参考にしてください。

詳細はこちらから

(URL : <http://www.mizube-support-center.org/contents/guideline.html>)

< 調査・研究助成 >

小・中・高等学校、特別支援学校等の総合的な学習の時間、教科学習等における全校体制での河川教育の調査・研究を行う学校に対し、助成を行います。

(1) 助成対象者

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校等

(2) 助成対象テーマ

小・中・高等学校、特別支援学校等の総合的な学習の時間、教科学習等における河川教育についての実践的研究

平成10年6月の河川審議会「川に学ぶ小委員会」によりまとめられた『「川に学ぶ」社会をめざして』の実現に向けた取り組みの一環として、学校教育等の現場における実践を踏まえた、河川教育についての実践的研究に対して助成を行います。

(3) 助成期間及び金額

助成期間は、平成28年4月から平成29年3月31日までの1年間で、1件につき50万円。

(4) 評価基準

採・否の審査並びに助成額の決定は、以下の評価基準により行います。

助成事業名	実践的研究の内容が端的に表現されていること
申請概要	河川教育を通じて、児童にどのような力を育成したいのかについて具体的に記載されていること。
研究の背景	河川の状況、河川に対する児童の実態、問題解決の力等、児童の学力に関する事項の実態について記載されていること。
研究の目的	研究の背景で挙げられた問題点に基づいて学校全体で取り組む課題を決定し、明記されていること。
研究仮説	研究の目的を達成するための仮説が記載されていること。 Ex.) △△の手立てを講じれば、××を実現できるであろう。
検証計画	どの時期に、どのような方法で検証をしようとするのかについて、仮説に基づいて記述されていること。

※ 前記の項目を申請書に漏れなく記載するとともに、それに沿った「研究構想図」を作成し、添付ファイルで送付してください（様式は自由ですが、「作成例」を用意しましたのでオンライン申請システムよりダウンロードしてください）。

(5) 留意事項

- ① 下記に該当する申請案件は、審査対象外となりますので予めご了承ください。
 - ・ 河川を中心とした教育研究にそぐわない事業内容である場合（河川を活用しているが、達成しようとする目的や、検証計画が明確ではない等の教育研究）
 - ・ 助成事業そのものを一括して外部に委託していると判断される場合
 - ・ 助成金の使途が子どもの学習に還元されないと判断される場合
- ② 同一申請者による複数の申請はできません。
- ③ 申請書には総事業費（予定）と申請額の両方を記載して下さい。

- ④ 申請者は校長、園長等とし、主として研究をされる方が代表研究者として申請してください。
- ⑤ 他団体が主催する活動、講習会等（河川教育関係も含む）への参加費及び交通費は助成金の対象外です。ただし河川財団が主催する「河川教育研究交流会」への参加については、その宿泊費と交通費の合計の半額（上限2万円）を当財団が補助しますので参加申し込み時にお申し出ください。（なお、その際は出張パック等のご利用をお願いいたします。）
- ⑥ 成果報告書について
採択後配布される「河川基金助成事業実施の手引」に掲載されている、決算報告書等必要書類と、申請書に基づいた本文20枚以上の報告書を提出していただきます。
必ず調査・研究の成果にかかると「**実践発表会**」を開催し、報告書にその状況を記載してください。

※ 助成事業に採択された場合は、助成金の執行状況について現地で帳簿等を確認させていただくことがあります。

※河川管理者に支援を受けて実施するものについては、河川管理者との連携内容をより明確にするため、相手方の所属と担当者の氏名を記入してください。

※「子どもの水辺」登録箇所での活動を含む場合は、登録年度、登録名を記入してください。（「子どもの水辺」登録箇所とは、文部科学省、国土交通省、環境省の3省連携（農林水産省も協力）により進められている「子どもの水辺再発見プロジェクト」制度への登録箇所を意味します。）

※添付された「教育計画書」への記載が不十分で審査の対象とならない申請があります。
当財団では、教育関係の有識者からなる「水教育ガイドライン検討委員会」を設置し、水教育を实践するうえでの指針や目標等を体系化し、一定のカリキュラムを含んだ「水教育ガイドライン」をとりまとめました。申請書作成に際し参考にしてください。

詳細はこちらから

（URL：<http://www.mizube-support-center.org/contents/guideline.html>）

申請者の所属団体別 添付書類等一覧

部門	必要書類		定款または登記簿謄本	資力及び信用に関する資料	申請者の身分を証明する書類	代表者の住所を証明する書類	団体の役員名簿	学術図書出版に申請の場合	教育計画書または研究構想図	海外から招聘を行う場合
	申請者	(例)		(直近の貸借対照表、収支計算書等)	(在籍証明書、社員証等の写し等)	(住民票、印鑑証明、運転免許証・健康保険証の写し等)		(出版社からの見積書、覚書等及び完成原稿※1)		招聘理由書
研究機関・研究者部門	研究機関	大学・高等専門学校	—	—	—	—	—	○	—	○
		地方公共団体	—	—	—	—	—	○	—	○
		公益法人 一般法人	○	○	—	—	○	○	—	○
		民間企業	○	○	—	—	○	○	—	○
		NPO 法人	○	○	—	—	○	○	—	○
		任意団体	○※2	○	—	○	○	○	—	○
	右の機関に所属する研究者(一般・若手)	大学・高等専門学校	—	—	○ (+学生の場合指導教員了承の証)	—	—	○	—	○
		小・中・高等学校	—	—	○	—	—	○	—	○
		地方公共団体	○	—	○	—	—	○	—	○
		公益法人 一般法人	○	—	○	—	—	○	—	○
		民間企業	○	—	○	—	—	○	—	○
		NPO 法人	○	—	—	○	—	○	—	○
		任意団体	○※2	—	—	○	—	○	—	○
		認定地縁団体※3	認定地縁団体証明書	—	—	○	—	○	—	○
河川協力団体※4	指定書の写し	—	—	○	—	○	—	○		
中学・高等学校のクラブ	—	—	—	—	—	—	—	—	○	
川(河)の団体部門	公益法人・一般法人	○	○	—	—	○	—	—	○	
	民間企業	○	○	—	—	○	—	—	○	
	NPO 法人	○	○	—	—	○	—	—	○	
	任意団体	任意団体	○※2	○	—	○	○	—	—	○
		行政を含む協議会	○※5	○	—	○	○	—	—	○
		行政や学校から推薦を受けた団体	推薦状	○	—	○	○	—	—	○
	認定地縁団体※3	認定地縁団体証明書	○	—	○	○	—	—	○	
河川協力団体※4	指定書の写し	○	—	○	○	—	—	○		
学校部門	幼稚園、保育所、認定こども園等	—	—	—	—	—	—	—	○	
	小・中・高等学校、特別支援学校等	スタートアップ	—	—	—	—	—	—	教育計画書	○
		アドバンス	—	—	—	—	—	—	学年ごとの教育計画書	○
		調査・研究	—	—	—	—	—	—	研究構想図	○

※1：学術図書出版助成の「完成原稿」は応募締切までに事務局へ郵送してください。

※2：意思決定の方法、会計、役員員の資格、任期、情報公開等（新設川づくり団体自立支援助成へ申請の場合は「その主要事業のフィールドが川」と明記しているもの）についての記載のある規約等

※3：自治会、町内会等、一定の区域に住所を有する者の地縁に基づく団体・組織で、市町村長の認可を受けた団体・組織

※4：河川法（昭和39年法律第167号）第58条の8第1項の規定に基づく河川協力団体

※5：行政等の参加が明記してある設立趣意書、会則等

助成経費一覧表

費目	説明	備考
(1) 人件費	<ul style="list-style-type: none"> 調査・研究活動に必要な資料整理、実験、測定、実態調査等の研究補助作業者に対する人件費 事業に必要な補助作業者に対する人件費 	臨時雇用者に対する人件費で、事業を実施する団体関係者への人件費は認められません
(2) 資料・印刷費	<ul style="list-style-type: none"> 書籍、論文、地図、航空写真等の購入費 調査票・集計表等の印刷費、書類の複写費 書類・資料の印刷代 ポスター・チラシの作成・印刷 	
(3) 旅費・交通費	<ul style="list-style-type: none"> 現地調査・会議・打合せ等の出張に伴う交通費、宿泊費（日当は除く） 自家用車（燃料等）、レンタカー借上げ代、有料道路通行料金 当財団が東京で開催する各部門の成果発表会及び、各地域で開催される、財団主催または協力の「地域説明会」への参加のための交通費、宿泊費1名分 	学校部門については、当財団が開催する「成果発表会」や「地域説明会」への参加のための旅費等は助成金からの支出はできません。その代り、その1名分の半額（最大2万円）を助成金とは別に支給します。
(4) 協力者謝金費	<ul style="list-style-type: none"> 共同研究者以外の外部協力者からの助言、協力に対する謝金 外部講師、外部協力者等への謝金 	実施する団体関係者への謝金は認められません。
(5) 会議費	<ul style="list-style-type: none"> 会議、研修会、講習会開催費用等、会場借り上げ費用、看板設置費、会場の運営・機器使用料、記録（速記料、テープ起こし） 	
(6) 研修費	<ul style="list-style-type: none"> 創業支援等の研修会参加費、先進事例調査等 	新設川づくり団体自立支援助成のみ
(7) 委託費	<ul style="list-style-type: none"> 現地調査・観測、実験、試料採取、測量、アンケート調査、データ整理等、研究または事業の一部を外部に委託する費用 	助成対象金額の50%を超えない範囲
(8) 器具・備品費	<ul style="list-style-type: none"> パソコン （1台10万円以上の機種を購入予定の場合は申請時に理由書を提出してください。事後の購入はできません） カメラ、望遠鏡、顕微鏡等光学機器 （1台5万円以上の機種を購入予定の場合は申請時に理由書を提出してください。事後の購入はできません） その他、1点5万円以上の機器、機材 （器具の取り付け費も含めることができます） 	助成対象金額の50%を超えない範囲としてください。また、高額な測定機器、情報機器等高額な機器については、レンタルの活用の工夫をお願いします。
(9) リース費	<ul style="list-style-type: none"> コンピューター及びソフト使用料等の経費 草刈機等のレンタル費用 Eポート、カヌー、ライフジャケット等のレンタル費用 	
(10) 通信・運搬費	<ul style="list-style-type: none"> 切手代、封筒代、宅配便代等 資材・機器運搬費用等 	
(11) 消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> 一般文具用品等、用紙代、試薬 試料等実験のための資材、水質調査用器材（パックテスト） データ保存用電子媒体、電池等 その他、1点5万円未満の器具・作業用具等 	
(12) 広報費	<ul style="list-style-type: none"> 広報誌、交流新聞発行等の経費 ホームページ作成費 その他、広告・宣伝費用 	河川基金による助成を受けた活動のみが対象
(13) 施設等維持経費	<ul style="list-style-type: none"> 不動産借用費、光熱水料、維持費等 （研究施設の一般管理費は認められません） インターネット、モバイル通信等、通信設備接続費用 	研究者・研究機関部門及び新設川づくり団体自立支援助成が対象
(14) 雑費	<ul style="list-style-type: none"> 損害保険料 その他各費目に該当しない経費 	

※次の経費は認められません。

- ・申請者や共同研究者、申請団体の構成員が経営する企業、団体への委託費、人件費等の支出
- ・飲食費、弁当代、会議などの食事代、親睦会参加費
- ・組織の運営管理に必要な一般管理費(新設川づくり団体自立支援助成を除く)、経理事務手数料
- ・研究成果の発表を目的として行う報告書の印刷、図書の刊行費用(学術図書出版助成を除く)
- ・河川基金の助成を受けた活動以外の、団体独自の活動報告や会報等の印刷、製本費
- ・助成を受けた団体から他の団体への助成(再助成)
- ・外国への出張旅費・交通費、外国での調査・研究に必要な経費
(「国内外で発生した甚大な水害等の緊急調査」による海外渡航を除く)
- ・他の団体等が開催する学会、会議、イベントの参加費用(旅費・交通費を含む)

※河川基金による研究成果(過年度研究成果も含む)を論文発表する場合、以下のとおりの「要件」で助成の対象となります。

【助成対象となる費用】

- ・申請者が著者となっている論文投稿費用、論文執筆に係る翻訳費用
- ・上記論文に係る学会等への参加費、学会等への参加に係る宿泊費、交通費

【要件】

- ・助成事業の申請者が著者となっている論文であること。
 - ・論文掲載が決定しているもの。
 - ・論文中に「公益財団法人河川財団の河川基金の助成を受けた」旨の記載があること。
 - ・対象者は助成事業の申請者、共同研究者であること。
 - ・報告書提出時には、投稿論文を添付すること。
- なお、対象となる費用の支出は、助成決定額の10%以内とします。また論文の投稿及び学会への参加等については国内外を問いません。

【参考】河川基金の過去の新規採択実績

部門	助成区分	H27年度		H26年度		H25年度	
		採択件数	採択金額 (千円)	採択件数	採択金額 (千円)	採択件数	採択金額 (千円)
調査・研究部門	1. 指定課題助成	0 件		5 件		6 件	
	2. 共同的研究助成	0 件		3 件		3 件	
	3. 一般的助成	105 件		120 件		135 件	
	国内緊急災害調査	- 件		2 件		3 件	
	海外緊急災害調査	- 件		0 件		1 件	
	一般的助成	76 件		90 件		100 件	
	若手研究者による調査・研究	25 件		23 件		27 件	
	中高校生がクラブ(部) 活動で行う調査・研究						
	高等学校	3 件		4 件		4 件	
	中学校	1 件		1 件		0 件	
4. 学術図書出版助成	1 件		1 件		- 件		
小計	106 件	102,399	129 件	124,650	144 件	150,820	
環境整備部門		0 件	0	1 件	300	2 件	600
啓発活動部門	1. 一般的助成	124 件		137 件		150 件	
	(地方規模)	113 件		123 件		138 件	
	(全国規模)	11 件		14 件		12 件	
	2. 新設市民団体運営支援助成	2 件		4 件		5 件	
小計	126 件	124,930	141 件	135,060	155 件	146,090	
河川教育部門	1. 調査・研究助成 河川教育に関する実践的研究	1 件		5 件		1 件	
	2. 教育活動計画助成	59 件		85 件		111 件	
	1) 幼稚園、保育所等	1 件		2 件		3 件	
	2) スタートアップ	47 件		69 件		108 件	
	3) アドバンス	11 件		14 件			
小計	60 件	8,454	90 件	12,420	112 件	11,340	
合計		292 件	235,783	361 件	272,430	413 件	308,850

※なお平成 28 年度助成では、部門が再構築されていますので、ご注意ください(1 ページを参照)。